

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の改正に関する国会論議 －電磁的記録提供命令の導入等－
著者 / 所属	小山 善士 / 法務委員会調査室 内藤 俊介 / 前法務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	478 号
刊行日	2025-9-29
頁	61-78
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20250929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

情報通信技術の進展等に対応するための 刑事訴訟法等の改正に関する国会論議 — 電磁的記録提供命令の導入等 —

小山 善士

(法務委員会調査室)

内藤 俊介

(前法務委員会調査室)

-
1. はじめに
 2. 経緯
 - (1) 提出の経緯
 - (2) 国会における審議経過等
 3. 法律の概要
 4. 主な国会論議
 - (1) 電磁的記録提供命令
 - (2) 電子データである証拠の閲覧・謄写
 - (3) ビデオリンク方式による捜査・公判手続等
 - (4) 情報通信技術の進展等に伴って生じる犯罪事象への対処
 - (5) 衆議院修正
 - (6) いわゆるオンライン接見
 - (7) その他
 5. おわりに

1. はじめに

司法手続におけるデジタル化については、民事裁判手続で、令和4年5月に成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律¹」により全面的にデジタル化され、インターネットを利

¹ 令和4年法律第48号

用した申立て等の実現、期日におけるウェブ会議等の活用、判決等の事件記録の電子化等が法定化された。さらに、令和5年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律²」により、民事執行、破産手続、家事事件等のデジタル化も法定化された。

一方、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）において、書類の管理については、捜査手続の過程で作成された書類は証拠として紙媒体で管理され、それらをまとめた記録は警察から検察官に送致される。また、公判期日において証拠調べが行われ、被告事件が終結した後に、当該被告事件の訴訟記録が閲覧の対象として紙媒体で保存される。ビデオリンク方式については、例外的に証人尋問について行うことができるにとどまり、捜査段階では、検察官、弁護士及び裁判官が、被疑者などと対面して手続が行われ、公判段階においても、裁判官、検察官、弁護士及び被告人の公判廷への出席・出頭や被害者参加人の参加は、法廷という場所に臨場して対面で手続が行われている。

上記の状況を踏まえ、法務省の「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」及び法制審議会「刑事法（情報通信技術関係）部会」（以下「部会」という。）の議論を経て、近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、刑事手続等に関与する国民の負担軽減並びに手続の円滑化及び迅速化に資するため、手続において取り扱う書類について電磁的記録としての作成等及び電子情報処理組織を使用する方法等による発受並びに対面で行われる手続について映像と音声の送受信により行うことに関する規定を整備するとともに、電磁的記録をもって作成される文書に対する信頼を害する行為等についての処罰規定の整備、犯罪収益の新たな没収の裁判の執行等の手続の整備、犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等の措置を講ずるため、令和7年2月28日（第217回国会）に「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、5月16日に成立した³。

本稿では、同法案の提出の経緯、概要、主な国会論議を整理紹介する。

2. 経緯

（1）提出の経緯

法務省は、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」を令和3年3月から11回開催し、令和4年3月に「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書」（以下「検討会報告書」という。）が取りまとめられた。

上記検討会報告書、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）の司法手続におけるデジタル化の推進等の政府の基本方針・実施計画等に基づき、令和4年6月27日、近年の情報通信技術の進展及び社会への普及を踏まえ、刑事手続においても情報通信技術を活用することにより、手続に関与する国民の負担軽減や円滑・迅速な手続の実現を図ることや、情報通信技術の活用を妨げる行為のほか、情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすることが必要であるとの観点から、刑事法の整備の在り方について

² 令和5年法律第53号

³ 令和7年法律第39号

法制審議会での審議を求めるべく、法務大臣から「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問」（諮問第 122 号）⁴がなされ、この諮問について審議するため設置された部会において検討が開始された。

部会においては、15 回にわたって調査審議が行われた結果、令和 5 年 12 月 18 日、「要綱（骨子）案」が取りまとめられ、法制審議会の総会に報告することが決定された。令和 6 年 2 月 15 日の総会では、部会において決定された「要綱（骨子）案」に関する審議結果等の報告が行われ、審議・採決の結果、賛成多数で原案どおり採択され、同日、「要綱（骨子）」が法制審議会会長から法務大臣に答申された。

（２）国会における審議経過等

令和 7 年 2 月 28 日（第 217 回国会）、政府は、法制審議会の答申を踏まえ、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」（閣法第 30 号）を衆議院に提出した。

衆議院においては、本会議で 3 月 27 日に趣旨説明聴取及び質疑が行われ、同日、法務委員会に付託された。法務委員会では、3 月 28 日に趣旨説明が聴取され、4 月 1 日から質疑に入り、4 月 4 日に参考人からの意見聴取及び質疑が行われた。4 月 18 日、与野党の 5 会派から修正案が提出され、同修正案の趣旨説明を聴取した上で、原案及び修正案の両案について、質疑の後討論及び採決が行われた。修正案及び修正部分を除いた原案がいずれも賛成多数で可決されるとともに、11 項目の附帯決議が付された。また、同日、本会議において賛成多数で修正議決され、参議院へ送付された。

参議院においては、本会議で 4 月 23 日に趣旨説明聴取及び質疑が行われ、同日、法務委員会に付託された。法務委員会では、4 月 24 日に趣旨説明が聴取され、同日から質疑に入り、5 月 8 日に参考人からの意見聴取及び質疑が行われた。5 月 15 日、討論及び採決が行われ、賛成多数で可決されるとともに、16 項目の附帯決議が付された。5 月 16 日、本会議において賛成多数で可決され、成立した。

5 月 23 日、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が公布された³。

3. 法律の概要

本法の概要は、以下記載のとおりである。

○電磁的記録をもって書類の作成等を行うことを可能にするための規定の整備

⁴ 諮問は以下のとおり。

「近年における情報通信技術の進展及び普及の状況等に鑑み、左記の事項に関して刑事法の見直しを必要があると思われるので、その法整備の在り方について、御意見を承りたい。

記

一 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること。
二 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと。
三 一及び二の実施を妨げる行為その他情報通信技術の進展等に伴って生じる事象に対処できるようにすること。」

- ・ 電磁的記録である証拠の閲覧・謄写の方法を定める。
- ・ 裁判所に対する申立て等について、電子情報処理組織を使用する方法等によることを可能にする。
- ・ 令状について、電磁的記録による発付・執行を可能にする。
- ・ 記録命令付差押えを廃止して、電磁的記録提供命令を創設する。

○ビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備

- ・ 勾留質問及び検察官による弁解録取について、被疑者等を刑事施設に在席させてビデオリンク方式により行う場合の手続等を定める。
- ・ 公判期日における手続について、被告人等を公判廷以外の場所に在席させてビデオリンク方式により行うことを可能にする。
- ・ ビデオリンク方式により証人尋問等を実施することができる範囲を拡充する。

○情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備

- ・ 行使の目的で電磁的記録文書等を偽造する行為等について処罰規定を整備する。
- ・ 電子情報処理組織を用いて移転する新たな形態の財産について没収の裁判の執行及び没収保全の手続を整備する。
- ・ 犯罪捜査のための通信傍受の対象犯罪に財産上の利益を客体とする強盗罪等を追加する。

○この法律は、一部の規定を除き、令和9年3月31日までの政令で定める日から施行する。

なお、本法については、衆議院における法案審議の過程で、電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令における期間の定め、電磁的記録提供命令等における留意事項、被告人等と弁護士等との間における映像等の送受信による通話に係る取組の推進等の規定を追加する修正が行われた。

4. 主な国会論議

(1) 電磁的記録提供命令

ア 総論

(ア) 改正の概要

本法は、裁判所による電磁的記録提供命令について定めた上で、捜査機関が同命令をすることができること及びそのための要件を定めている。

裁判所は、必要があるときは、電磁的記録の保管者に対して、電磁的記録を記録媒体に記録させ若しくは移転させて当該記録媒体を提出させる方法又は電気通信回線を通じて電磁的記録を当該命令をする者の管理に係る記録媒体に記録させ若しくは移転させる方法により、必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令、すなわち、電磁的記録提供命令をすることができることとされている。また、電磁的記録の利用者に対しては、電磁的記録を記録媒体に記録させる方法により、同命令をすることができることとされ

ている（新刑訴法第102条の2第1項⁵⁾）。

電磁的記録提供命令は、提供させるべき電磁的記録及び提供の方法を指定してすることとされている（新刑訴法第102条の2第2項）。

捜査機関は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、裁判所による電磁的記録提供命令と同様の命令をして電磁的記録を提供させることができることとされている（新刑訴法第218条第1項）。また、捜査機関が電磁的記録提供命令を行う際に、裁判官の発する令状に記載すべき事項が定められている（新刑訴法第219条第1項）。

さらに、捜査機関が、裁判官の許可を受けて、電磁的記録提供命令を受ける者に対して、みだりに当該電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らさないように命ずることができる、いわゆる「秘密保持命令」について定めている（新刑訴法第218条第3項）。なお、秘密保持命令は、必要がなくなったときは、捜査機関自ら又は当該命令を受けた者の請求により取り消さなければならないこととされている（新刑訴法第218条第8項）。

加えて、実効性確保のため、電磁的記録提供命令及び秘密保持命令の違反行為について罰則が定められている（新刑訴法第124条の2及び第222条の2⁶⁾）。

なお、記録命令付差押えは、これを実質的に包含する電磁的記録提供命令の創設に伴い廃止されることとなった。

（イ）国会における主な議論

a 電磁的記録提供命令創設の必要性

新刑訴法第218条第1項において規定された、捜査機関による電磁的記録提供命令を創設する必要性について質疑があった。

これについて法務省は、「捜査関係事項照会については、裁判官の令状に基づく強制処分ではなく、報告を求められた公務所、団体に対して直接的に強制する方法がないことから、相手方の協力が得られない場合は捜査目的を達成することが困難である。」、「現行の差押えあるいは記録命令付差押えのいずれについても処分者が被処分者の下に赴いて記録媒体を差し押さえる必要があるため、処分者側、被処分者側その双方に相応の負担が生じている上、電磁的記録がクラウドサーバーに保存されている場合など、実務上記録媒体の差押えが困難な場合もある。こうした事情に対応するために記録命令付差押えを廃止し、電磁的記録提供命令を創設することとした。」旨の答弁を行った⁷⁾。

b 電磁的記録提供命令における「提供させるべき電磁的記録」の特定の程度

新刑訴法第219条第1項において、捜査機関が裁判所に電磁的記録提供命令の令状を請求するに当たり、「提供させるべき電磁的記録」の特定の程度について質疑があった。

これについて法務省は、「裁判官が発する電磁的記録提供命令の令状に提供させる

⁵⁾ 本稿では、本法による改正後の法律の規定について、例えば「新刑訴法第〇条」と表記する。

⁶⁾ 1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金。両罰規定もある。

⁷⁾ 第217回国会参議院法務委員会会議録第9号1頁（令7.5.15）

べき電磁的記録等を具体的に特定して記載、記録することとし、捜査機関が提供を命じることができる電磁的記録は、制度上、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録したものに限定される。」⁸、「捜査機関は、電磁的記録提供命令によって、クラウドサーバーに保管された個人の電磁的記録のうち、特定の被疑事件と関連性のないものまで取得するようなことはできない。」⁹、「被処分者に電磁的記録の提供を命ずる処分の性質上、被処分者において何を提供すればよいか判断できるようにするため、提供させるべき電磁的記録が現行の差押えにおける差し押さえるべきものに比べてより具体的に特定されることになる。」¹⁰旨の答弁を行った。

なお、衆議院法務委員会において、電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対象となる電磁的記録について、できる限り特定して令状の請求が行われること、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように適切に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨を関係者へ周知すること、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報等を含み得ることに十分留意し、定められた規定に基づく消去を含め、適正かつ厳重な管理を行うことについて附帯決議が付された¹¹ところ、参議院法務委員会では上記に加え、対象となる電磁的記録について犯罪事実との関連性が認められるものを具体的に特定すること、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討することとする附帯決議が付された¹²。

c 秘密保持命令が創設された趣旨

いわゆる秘密保持命令を創設した趣旨について複数の質疑があった。

これについて法務省は、「秘密保持命令は、電磁的記録提供命令の被処分者として捜査に協力的でない者等が命令を受けたことや命令により電磁的記録を提供したことなどを犯人等に伝えることで、犯人等が罪証隠滅行為や逃亡に及ぶおそれがあることに鑑み、捜査に重大な支障が生じることを防止するために創設するものである。」、「捜査機関は、必要があるときは、裁判官の許可を受けて、電磁的記録提供命令を受ける者に対し、1年を超えない期間を定めて、みだりに命令を受けたことなどを漏らしてはならない旨を命ずることができ、その実効性を担保するため、当該命令に違反する行為について罰則を設けることとする。」旨の答弁を行った¹³。

d 電磁的記録提供命令と自己負罪拒否特権との関係

被疑者や被告人に対して電磁的記録提供命令を発令し、自己に不利益な電磁的記録を提供させることは、当該電磁的記録にパスワード等が設定されている場合にパスワードの供述を強要させるおそれがあり、憲法第38条第1項に規定する自己負罪拒否

⁸ 第217回国会参議院法務委員会会議録第9号13～14頁（令7.5.15）

⁹ 第217回国会参議院法務委員会会議録第6号22頁（令7.4.24）

¹⁰ 第217回国会参議院法務委員会会議録第9号13～14頁（令7.5.15）

¹¹ 衆議院における、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議項目3参照（以下において、衆議院の附帯決議の項目を「衆・附帯項目」と、参議院の附帯決議の項目を「参・附帯項目」とそれぞれ表記する。）

¹² 参・附帯項目4参照

¹³ 第217回国会参議院法務委員会会議録第6号23頁（令7.4.24）

特権を侵害する懸念があることについての質疑が複数あった。

これについて法務大臣は、「電磁的記録提供命令は、条文上、必要な電磁的記録を提供することを命ずる命令と規定しており、既に存在している電磁的記録の提供を命ずるものであって、供述を求めるものではないことから、自己に不利な内容が含まれる電磁的記録の提供を命ずる場合も含めて、自己負罪拒否特権と抵触するものではない。」「実際に捜査当局において電磁的記録提供命令をするに当たっては、この命令が自己に不利益な内容の供述を強要するものではないことを含む制度内容の正しい理解を前提としながら、必要に応じて供述を強要するものではないこと、不服申立てができることを相手方に伝える、示すことを通じて、その権利を不当に侵害することがないような適正な運用が必要である。」旨の答弁を行った¹⁴。

なお、衆議院法務委員会において、電磁的記録を提供するに当たっては、必要に応じ、自己の意思に反して供述することを命ずるものではないこと及び当該命令に対して不服申立てができることを教示することとする附帯決議が付された¹⁵ところ、参議院法務委員会では上記に加え、誤解を与えるなどして憲法上保障された自己負罪拒否特権を実質的に侵害することとならないよう、適切に対処するよう周知することとする附帯決議が付された¹⁶。

イ 不服申立て

(ア) 改正の概要

本法は、電磁的記録提供命令及び電磁的記録が記録された記録媒体の提供命令の取消し・変更を求めて抗告・準抗告ができることを定めている（新刑訴法第420条第2項、第429条第1項、第430条第1項等）。

(イ) 国会における主な議論

a 不服申立てをすることができる者の範囲

サーバーの管理者に対する電磁的記録提供命令に対し、そのサーバーにあるユーザーが保存していた電子データが提供された場合、当該ユーザーは不服申立てが可能かについて質疑がされた。

これについて法務省は、「捜査機関の処分に対するいわゆる準抗告について定める刑事訴訟法430条においては、不服申立てをすることができる者について「処分に不服がある者」と規定しており、現行の押収について直接の被押収者ではなくても、押収物について正当な利益、権限を有する者は準抗告を申立てすることができる。」¹⁷、「不服申立てをする権利というのは、正当な権利を有する人には認められるということになるから、被処分者にあるとともに、被処分者以外にも、その情報に関係する、例えば所有者、賃貸人とか、いろいろな人が不服申立てをし得るということになる。」¹⁸、

¹⁴ 第217回国会参議院法務委員会会議録第6号10頁（令7.4.24）

¹⁵ 衆・附帯項目4参照

¹⁶ 参・附帯項目5参照

¹⁷ 第217回国会衆議院法務委員会会議録第7号4頁（令7.4.1）

¹⁸ 第217回国会衆議院法務委員会会議録第9号9頁（令7.4.9）

「捜査機関の電磁的記録提供命令に対して不服申立てができる者の範囲について、個別の事案ごとに具体的な事実関係を踏まえて判断される事柄であるものの、「被処分者が管理しているサーバーに命令の対象となる電磁的記録を記録している者」（以下「情報主体」という。）については、不服申立ての主体になり得る。」旨の答弁を行った¹⁹。

b 不服申立てにより電磁的記録提供命令が取り消された場合に、既に収集された電磁的記録の取扱い

電磁的記録提供命令に基づく処分に対して不服申立てがされ、その不服申立てが認められて処分が取り消された場合の、既に収集している電磁的記録の取扱いについて複数の質疑がされた。

これについて法務省は、「現行刑事訴訟法の下では、捜査機関が証拠を押収した場合に、その押収処分が事後的に取り消されたとしても、当該証拠の複製等を廃棄、消去とすることとはされていない。」「最高裁判例によっても、令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、証拠として許容することが将来における違法捜査の抑制の見地から相当でないと認められる場合に証拠能力が否定されるという取扱いが確立しており、こうした我が国の刑事法の考え方に照らすと、電磁的記録提供命令が取り消された場合であっても、それによって得られた電磁的記録が直ちに消去されるような運用にはならない。」旨の答弁を行った²⁰。

なお、参議院法務委員会では、電磁的記録提供命令又は電磁的記録媒体の押収が取り消されたときは、捜査機関において当該電磁的記録に含まれる情報が不適正に利用されることのないよう、特に留意することとする附帯決議が付された²¹。

c 秘密保持命令が情報主体による電磁的記録提供命令に対する不服申立ての機会を不当に制約するおそれ

秘密保持命令が発令されることによって、捜査機関に対して提供された電子データの情報主体において、電磁的記録提供命令が発令されたことや当該命令に基づいて電磁的記録が提供されたことを知る機会が奪われ、不服申立てをする機会が不当に制約されるのではないかと質疑がされた。

これについて法務省は、「秘密保持命令は、情報主体、すなわち電磁的記録提供命令により提供された電磁的記録に係る個人情報等の主体において、電磁的記録提供命令により電磁的記録が提供されたことを知った場合に、不服申立て自体を制限するものではなく、捜査の必要性和関係者に及ぼす影響の双方を考慮して制度設計をしており、電磁的記録提供命令に関する不服申立ての権利を不当に制約するものではない。」旨の答弁を行った²²。

¹⁹ 第 217 回国会衆議院法務委員会議録第 7 号 4 頁（令 7. 4. 1）

²⁰ 第 217 回国会参議院法務委員会議録第 6 号 6 頁（令 7. 4. 24）

²¹ 参・附帯項目 7 参照

²² 第 217 回国会参議院法務委員会議録第 6 号 23 頁（令 7. 4. 24）

（２）電子データである証拠の閲覧・謄写

（ア）改正の概要

本法は、裁判所における電磁的記録である訴訟に関する書類及び証拠物について、弁護人による閲覧及び謄写の方法を定めている。

弁護人は、公訴の提起後において、訴訟に関する書類又は証拠物の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録の閲覧は、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法によることとし、当該電磁的記録の謄写については、複写若しくは印刷、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する方法によることを定めている（新刑訴法第40条第1項）。

電磁的記録を複写する方法及び訴訟に関する書類又は証拠物を電磁的記録として記録する方法により謄写する場合には、裁判長の許可が必要であることを定めている（新刑訴法第40条第2項）。

弁護人は、公訴の提起後において、訴訟に関する書類又は証拠物が裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている場合においては、裁判長の許可を受けて、電磁的方法（電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と弁護人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって裁判所の規則で定めるものをいう。）によって閲覧又は謄写ができることを定めている（新刑訴法第40条の2第1項）。

（イ）国会における主な議論

a 証拠書類の電子データ化により生じる事件関係者のメリット

本法によって生じる捜査機関の利便性向上と、被疑者や被告人の防御上のメリットに関する質疑があった。

これについて法務大臣は、「証拠書類の電磁記録化によって、弁護人が電磁的記録である証拠書類を裁判所や検察庁においてコピーする手間なく謄写することや、オンラインによる閲覧、謄写を可能とし、身体拘束に対する不服申立て等をオンラインにより迅速に行うことを可能としたこと等を通じ、被疑者、被告人、弁護人側の防御上の負担を大幅に軽減することが期待される。」旨の答弁を行った²³。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、検察官が弁護人に対して証拠書類等の閲覧・謄写の機会を付与するに当たっては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限り、オンラインによる電磁的記録の閲覧・謄写の方法によることを可能とするとともに、電磁的記録については複写による謄写の方法を認めるよう留意することとする附帯決議がそれぞれ付された²⁴。

b 身柄拘束されている被告人等に対する電磁的記録の閲覧等の権利化の要否

身体拘束を受けている被告人等の防御権として、電磁的記録の授受、閲覧を権利として認め、そのための設備の整備を進めるべきではないかといった質疑が複数あった。

²³ 第217回国会参議院法務委員会会議録第6号21頁（令7.4.24）

²⁴ 衆・附帯項目6及び参・附帯項目8を各参照

これについて法務省は、「電磁的記録の授受や閲覧に用いる機器について被告人等が破壊するなどして自傷他害行為に用いる可能性があるほか、不適正な通信等の防止のための設備が必要となること、電磁的記録の検査のために刑事施設等の業務全般が圧迫されかねないなどの問題点が指摘されるなどの法制審議会の議論を踏まえ、現在権利として位置付けることはしていない。」「弁護人等から身体拘束中の被告人等に対し電磁的記録である証拠書類を記録した記録媒体が送付され、それが刑事裁判の遂行上必要不可欠と認められる場合などにおいて、被告人等による自傷他害行為のおそれを含む施設の規律及び秩序の維持や管理運営上の支障について、個別具体的な事情を踏まえて慎重に検討の上、支障の程度が小さいと考えられるときには、裁量的にその閲覧を一時的に認める余地はある。」旨の答弁を行った²⁵。

(3) ビデオリンク方式による捜査・公判手続等

(ア) 改正の概要

本法は、ビデオリンク方式を利用した捜査手続及び公判手続に関し、必要な規定の整備を定めている。

裁判所は、刑事施設に収容されている被告人等を裁判所に在席させて勾留質問の手続を行うことが困難な事情がある場合、ビデオリンク方式により当該手続を行うことができ、その場合、あらかじめ、その旨を被告人等に告げる必要があることを定めている（新刑訴法第61条第2項、刑訴法第207条）。

検察官は、刑事施設に被疑者を在席させ、ビデオリンク方式により弁解録取を行う場合には、あらかじめ、被疑者に対して、弁解の機会を与える旨を告知する必要があることを定めている（新刑訴法第205条第2項）。

一定の要件を満たした場合、被告人及び弁護人を裁判所外の場所に在席させ、ビデオリンク方式を利用した公判手続を行うことができ、その場合には被告人及び弁護人が公判期日に出頭したものとみなすことを定めている（新刑訴法第286条の3第1項及び第2項並びに第288条の2）。

裁判所が、公判期日における手続において、被害者参加人等から申出があり、相当と認めるときは、ビデオリンク方式を利用して、裁判を行っている法廷以外の場所に被害者参加人等を在席させて手続を行うことができ、その場合には被害者参加人等が公判期日に出席したものとみなすことを定めている（新刑訴法第316条の34第5項）。

ビデオリンク方式を利用した公判前整理手続期日への検察官、弁護人及び被告人の出頭、裁判官（裁判長を除く。）の出席に関する要件を定めている（新刑訴法第316条の7第2項及び第3項並びに第316条の9第4項）。

一定の状況が存在し、裁判所が相当と認めるとき、検察官及び弁護人又は被告人の意見を聴き、裁判を行っている裁判所以外の場所に証人を在席させてビデオリンク方式を利用した証人尋問を可能とすることを定めている（新刑訴法第157条の6第2項及び第

²⁵ 第217回国会参議院法務委員会会議録第9号10頁（令7.5.15）

3 項)。

裁判員等選任手続期日において、裁判所が相当と認めるときは、同期日を行う裁判所の同一構内又は裁判所が適当と認める同一構内以外の場所に被告人、裁判員候補者の全部又は一部を在席させて、ビデオリンク方式を利用した手続を可能とすることを定めている（新裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第32条第3項及び第33条第4項）。

(イ) 国会における主な議論

a ビデオリンク方式を利用した勾留質問

捜査機関が被疑者等の勾留を請求した場合に裁判官の面前に被疑者等を連れて質問を行う意義と、ビデオリンク方式を利用した勾留質問との関係について質疑があった。

これについて法務省は、「勾留質問は、裁判官が被疑者等を勾留するか否かを判断するに当たり、被疑者等から直接被疑事件に関する陳述を聴取する機会であり、その聴取については、裁判官等が他の機関とは別個独立の中立的な立場にあることが明らかになる形で行うことが望ましく、現行法の下でも原則として裁判所内で行うべきものと考えられており、今後もその原則は変わらない。」「裁判所に在席させて当該手続を行うことが困難な事情がある場合という限定を付しており、例えば被疑者等が感染力の高い感染症に罹患している場合や、災害等によって被疑者等の収容場所と裁判所との間の交通が一時的に途絶した場合など、目の前に連れて行くのが困難だが事情が聞けるといった特別な場合、困難な場合に限って今後運用されていくということを想定している。」旨の答弁を行った²⁶。

なお、参議院法務委員会において、検察官が行うビデオリンク方式による弁解録取は、被疑者が威圧され本人の意思に反する供述がされることのないように当該事件の捜査に従事する司法警察職員の影響を遮断して行われるよう配慮し、ビデオリンク方式による勾留質問は、被疑者及び被告人が威圧により本人の意思に反する供述がされることのないように捜査機関の影響を遮断して行われるよう配慮することとする附帯決議が付された²⁷。

b ビデオリンク方式を利用した証人尋問における心証形成への影響

証人に対する尋問を裁判官や裁判員がいる公判廷の対面で行うことで、発言態度等を観察しながら心証形成を行うところ、ビデオリンク方式により画面越しで行うことにより、心証形成に影響が出るのではないかといった質疑がされた。

これについて法務省は、「現行法の下において、証人尋問は公判廷において対面で行うことが原則とされており、今後もそれ自体は変わらない。」「証人尋問をビデオリンク方式によって行う場合であっても裁判官、裁判員あるいは検察官及び被告人、弁護人は映像と音声の送受信を通じて証人の供述を聞き、十分な尋問を行ったり心証を形成することが可能であり、最高裁判所の判例も、ビデオリンク方式の証人尋問を定める刑事訴訟法の規定は証人審問権を侵害するものではないと判示している。」旨の答

²⁶ 第217回国会参議院法務委員会会議録第8号25頁（令7.5.13）

²⁷ 参・附帯項目2参照

弁を行った²⁸。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、ビデオリンク方式による証人尋問等について、法廷において対面で行われる尋問等に比べて証人の状況を詳しく観察できない等の指摘があることを踏まえ、証人に対する反対尋問権が実質的に保障され、裁判所におけるビデオリンク方式の採用の判断が適切に行われるよう、本改正により追加される要件とその趣旨について周知することとする附帯決議がそれぞれ付された²⁹。

（４）情報通信技術の進展等に伴って生じる犯罪事象への対処

（ア）改正の概要

本法は、刑法の一部を改正し、電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を罰する規定を定め、公務員が職務を遂行するに当たり、その職務に使用する電子計算機を損壊等することで、電子計算機の使用目的に沿った動作をさせない行為等を罰する規定を定めるほか、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織犯罪処罰法」という。）の一部を改正し、新たな形態の財産に対する没収保全の規定を定めるとともに、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）の一部を改正し、通信傍受の対象犯罪を追加することを定めている。

公文書として表示されて行使されることとなる電磁的記録の偽造等の行為について、現行の公文書偽造罪等と同様に処罰することを可能にすることを定めている（新刑法第155条³⁰）。

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は電磁的記録文書等を変造したときは、電磁的記録印章等の有無により区別して新刑法155条に規定する公電磁的記録文書等偽造等の罪の例によって処罰することを可能にすることを定めている（新刑法第156条）。

公務員に対して虚偽の申立てをし、電磁的記録文書等その他の電磁的記録であって、免状、鑑札又は旅券の全部又は一部として用いられるものに不実の記録をさせた者について、現行の刑法第157条第2項の罪と同様に処罰する³¹ことを定めている。

偽造等された公電磁的記録文書等を行使し、又は不実の電磁的記録を人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録文書等の偽造等をしたり、虚偽の電磁的記録文書等を作成したり、又は不実の記録をさせた者と同一の刑に処することを定めている（新刑法第158条第1項）。

公電磁的記録文書等偽造等の場合と同様、他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等の偽造等をした者を、私電磁的記録文書等

²⁸ 第217回国会参議院法務委員会会議録第6号24頁（令7.4.24）

²⁹ 衆・附帯項目2及び参・附帯項目3を各参照

³⁰ 新刑法第155条第1項及び同条第2項の罪の法定刑は、いずれも1年以上10年以下の拘禁刑に処すると規定されている。また、新刑法第155条第3項の罪の法定刑は、3年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処すると規定されている。

³¹ 法定刑は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処すると規定されている。

偽造等の罪によって処罰することを定めている（新刑法第159条³²⁾。

医師が、公務所に提出すべき電磁的記録文書等であり、診断書、検案書又は死亡証書の全部又は一部として用いられるものに虚偽の記録をしたときは、現行の刑法第160条の罪と同様に処罰する³³⁾ことを定めている。

偽造等された私電磁的記録文書等又は虚偽の記録がされた電磁的記録文書等を行使した者は、その電磁的記録文書等の偽造等をしたり、虚偽の記録をした者との同一の刑に処することを定めている（新刑法第161条第1項）。

公務員が職務を遂行するに当たり、その職務に使用する電子計算機の損壊等により、その電子計算機に使用目的に沿った動作をさせない行為等について、現行の公務執行妨害罪と同様に処罰することを定めている（新刑法第95条の2³⁴⁾）。

特定電子移転財産権の没収の裁判の執行について、刑訴法第490条第2項の規定にかかわらず、特定電子移転財産権を検察官に移転する方法により行うこととすること及び特定電子移転財産権の没収保全の方法について定めている（新組織犯罪処罰法第18条の3及び第30条の2）。

通信傍受法の対象犯罪に、財産上の利益を取得する類型の強盗罪（刑法第236条第2項）、詐欺罪（刑法第246条第2項）及び恐喝罪（刑法第249条第2項）を新たに追加することを定めている（新通信傍受法別表第二第2号へ及びト）。

（イ）国会における主な議論

a 電磁的記録の偽造に関する罪の創設の趣旨

電磁的記録をもって作成される文書の偽造等の罪の創設に関する趣旨について、法務省は、「電磁的記録を偽造する行為等については、現行刑法の下では、電磁的記録は文書偽造罪等という文書には該当しないため、処罰できない場合がある。文書と同様の機能を営む電磁的記録の社会的信頼を確保する観点から、文書として用いられる電磁的記録を偽造する行為等について現行の文書偽造罪等と同様の処罰をすることができるようにするために、電磁的記録をもって作成される文書を対象とする電磁的記録文書等偽造の罪を創設することとなった。」旨の答弁を行った³⁵⁾。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、電磁的記録文書等偽造罪の適用に当たっては、虚偽の名義又は内容の電子データによる他人の権利・利益の侵害に対して厳格に対処できるようにすること、SNSへの投稿等が過度に広汎に罰せられることにより表現の自由が不当に抑制されることのないように留意することとする附帯決議がそれぞれ付された³⁶⁾。

b 電子計算機損壊等による公務執行妨害罪の創設の趣旨

³²⁾ 新刑法第159条第1項及び同条第2項の罪の法定刑は、いずれも3年以上5年以下の拘禁刑に処すると規定されている。また、新刑法第159条第3項の罪の法定刑は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処すると規定されている。

³³⁾ 法定刑は、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処すると規定されている。

³⁴⁾ 新刑法第95条の2の罪の法定刑は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処すると規定されている。

³⁵⁾ 第217回国会参議院法務委員会会議録第9号12頁（令7.5.15）

³⁶⁾ 衆・附帯項目9及び参・附帯項目12を各参照

電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設に関する趣旨について、法務省は、「現行の公務執行妨害罪は、公務員が職務を執行するに当たり、暴行又は脅迫を加える行為を対象としているため、公務員が職務に使用する電子計算機の動作を妨げる行為をしたとしても、当該公務員に対する暴行、脅迫に当たらない限り、同罪による処罰の対象とはならない。」「公務を適切に保護する観点から、電子計算機損壊等公務執行妨害の罪を新設し、公務員が職務を執行するに当たり、その職務に使用する電子計算機を損壊したり、電子計算機に虚偽の情報や不正な指令を与えることなどする方法により、その電子計算機に使用目的に沿った動作をさせない行為等について、現行の公務執行妨害罪と同様に処罰することとした。」旨の答弁を行った³⁷。

c 通信傍受の対象犯罪の追加

通信傍受を実施することができる犯罪の対象範囲に、強盗罪、詐欺罪及び恐喝罪における財産上不法の利益を得る2項犯罪が追加されたことに関する質疑があった。

これについて法務省は、「いわゆる一項犯罪というものが追加された当時においては、現金等の財物を取得する類型の特殊詐欺による被害が極めて深刻な状況で、一般国民にとって重大な脅威となっており、通信傍受以外の捜査手法によっては背後関係を含む事案の解明が極めて困難であったため、そのような類型の詐欺罪等が通信傍受の対象犯罪として追加された一方、財産上の利益を取得する類型の詐欺等については、その種事案が多発していて国民一般の脅威となっているという状況までは言い難かったために、対象犯罪としては追加されなかった。」「近時、特殊詐欺の形が大分変わり、電子決済の普及に伴って、被害者に電子マネーを購入させて、そのIDを犯人側に伝達させるなどしてこれをだまし取るといった、財産上の利益を取得する類型の詐欺等の事犯がかなり多くなってきているとともに、被害者に暴行、脅迫を加えて、犯罪グループが用意したコインアドレスに暗号資産を移転させるなどして財産上の利益を取得する類型の集団強盗事件なども発生している犯罪情勢を踏まえ、財産上の利益を取得する類型の詐欺罪等は、現金等の財物を取得する類型の詐欺罪等と比較して、犯罪の重大性においても、また通信傍受の現実的な必要性、有用性の点においても差がないと考えられ、今回、対象犯罪に加えることとした。」旨の答弁を行った³⁸。

(5) 衆議院修正

ア 秘密保持命令の期間

(ア) 改正の概要

検察官等が電磁的記録提供命令を受ける者に対して行う、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令（秘密保持命令）については、1年を超えない期間を定めて行うことを定めている（新刑訴法第218条第3項）。

(イ) 国会における主な議論

電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令に関し、衆議院における修正により、期間の

³⁷ 第217回国会参議院法務委員会会議録第9号12頁（令7.5.15）

³⁸ 第217回国会衆議院法務委員会会議録第7号7～8頁（令7.4.1）

上限を設けた趣旨及び当該期間を1年を超えない期間とした趣旨とその理由について質疑がされた。

これについて修正案提出者は、「捜査の実務上、秘密保持命令の必要がなくなったときに速やかに取り消すという運用を徹底することは難しいと考えたことから、まずは一定の期間、制限を置くこととし、秘密保持命令は、1年以内に定められた期間が経過することにより当然にその効力を失う。」「上限を1年とした趣旨は、電磁的記録提供命令や秘密保持命令が犯罪捜査の初期段階から利用されるものであること、ドイツにおける類似の立法例では6か月であったこと等を踏まえ、捜査への支障とのバランスを考慮した。」旨の答弁を行った³⁹。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、電磁的記録提供命令に係る秘密保持命令を発するに当たっては、必要な限度で期間を定めるとともに、その必要がなくなった場合には、捜査機関において、期間経過前であっても速やかにこれを取り消す運用とするよう関係者へ周知することとする附帯決議がそれぞれ付された⁴⁰。

イ 電磁的記録提供命令等における留意事項

(ア) 改正の概要

電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、デジタル社会において個人情報の保護がより重要となっていることに鑑み、できる限り被告事件又は被疑事件と関連性を有しない個人情報を取得することとならないよう、特に留意しなければならないことを定めている（本改正法附則第40条）。

(イ) 国会における主な議論

本改正附則第40条が追加されたことによる法務当局の受け止めや、電磁的記録提供命令を受けた事業者が被告事件又は被疑事件と関連性の薄い情報まで捜査機関に提供してしまう懸念について質疑がされた。

これについて法務省は、「裁判官が発する令状に提供させるべき電磁的記録や差し押さえるべき電磁的記録を記載、記録する際や警察官等が実際に電磁的記録媒体の押収を行う際、できる限り被疑事件等と関連性のない個人情報を取得することとならないように十分吟味することを求める趣旨の規定であり、電磁的記録提供命令や差し押え等の適正な運用に資する。」「何が関連性が薄いのかということも通常の場合は判断が付きにくいと思われるため、最初に捜査機関が請求し、かつ裁判官が出す令状にこういうものという形で具体的に特定されることにより、その物を出せばいいということが分かるようになっており、それを出せば足りるという運用が通常なされていくと理解している。」旨の答弁を行った⁴¹。

なお、衆議院法務委員会において、電磁的記録提供命令制度の運用に当たっては、対

³⁹ 第217回国会参議院法務委員会会議録第6号6頁（令7.4.24）

⁴⁰ 衆・附帯項目5及び参・附帯項目6を各参照

⁴¹ 第217回国会参議院法務委員会会議録第6号22～23頁（令7.4.24）

象となる電磁的記録について、できる限り特定して令状の請求が行われること、犯罪事実と関連性のない個人情報ができる限り収集されることのないように適切に令状審査が行われるよう、制度の内容及び趣旨を関係者へ周知すること、収集された情報が個人の重要なプライバシー情報等を含み得ることに十分留意し、定められた規定に基づく消去を含め、適正かつ厳重な管理を行うことについて附帯決議が付された⁴²ところ、参議院法務委員会では上記に加え、対象となる電磁的記録について犯罪事実との関連性が認められるものをできる限り具体的に特定すること、電磁的記録の特性に着目した個人情報保護を適切に行うための情報の保管及び管理の在り方を検討することとする附帯決議が付された⁴³。

ウ 映像等の送受信による通話に係る取組の推進

(ア) 改正の概要

政府は、被告人又は被疑者（以下「被告人等」という。）にとって、弁護士又は弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）の援助を受けることが重要であることに鑑み、刑事訴訟法第 39 条第 1 項の規定による接見のほかに、身体の拘束を受けている被告人等と弁護士等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護士等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進することを定めている（本改正法附則第 41 条）。

(イ) 国会における主な議論

オンラインによる外部交通について、今後の環境整備や対象地域の拡大についての方針に関する質疑があった。

これについて法務大臣は、「実務的な運用上の措置として行っているオンラインによる外部交通について、弾力的にその実施を拡大していくべく、現在、関係機関及び日本弁護士連合会との間で協議を実施し、その結果を踏まえて、令和 7 年度のオンラインによる外部交通を実施するための環境整備経費を計上しており、今後も予算の獲得に努め、各地域の実情に応じて順次拡大する方針である。」旨の答弁を行った⁴⁴。また、法務省は、「拡大の対象となる地域について、日本弁護士連合会や関係機関と協議の上、被告人等が収容されている刑事施設等が遠方の地域や、管内の弁護士数が少なく、遠隔地の弁護士が受任せざるを得ない地域など、必要性の高い地域から選定することとしている。」旨の答弁を行った⁴⁵。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、現在実施されているテレビ電話を含む電話による外部交通制度・電話連絡制度に関しては、一層の秘密の保持や、手続の円滑化、対象地域の拡大、映像と音声の送受信による方法への切換等の検討を進

⁴² 衆・附帯項目 3 参照

⁴³ 参・附帯項目 4 参照

⁴⁴ 第 217 回国会衆議院法務委員会議録第 7 号 11～12 頁（令 7. 4. 1）

⁴⁵ 第 217 回国会衆議院法務委員会議録第 7 号 20 頁（令 7. 4. 1）

めることとする附帯決議がそれぞれ付された⁴⁶。

（６）いわゆるオンライン接見

憲法第39条第1項に規定する被告人等の接見交通権を保障するべく、いわゆるアクセスポイント方式⁴⁷によるオンライン接見の法制化実現の必要性に関する質疑があった。

これについて法務省は、「アクセスポイント方式によるオンライン接見について、全ての刑事施設等でオンライン接見を実現できる見通しが立たないのに権利化してしまうと、大部分の施設において被疑者等が法律上認められた権利を行使できなくなるという状態が長期にわたって続くことになるというような指摘がなされたこと等を踏まえ、本法律案では権利として規定することはしないものの、オンライン接見の法制化については、オンラインによる外部交通に係る取組の進捗状況も見ながら検討を行っていく。」旨の答弁を行った⁴⁸。また、法務大臣は、「必要性が高いところは実際あるので、日本弁護士連合会等を通じ、各支部も含め、実情をしっかりと把握して、きちんとした対応をしていきたい。」旨の答弁を行った⁴⁹。

なお、衆議院法務委員会において、身体拘束を受けている被疑者又は被告人にとって弁護人又は弁護人となろうとする者の援助を受ける権利が重要であることから、アクセスポイント方式によるオンライン接見についての環境整備を進めるとともに、その進捗状況に応じて法制化の必要性について検討を行うことについて附帯決議が付された⁵⁰ところ、参議院法務委員会では上記に加え、オンライン接見の必要性の高い地域からできる限り速やかに環境整備を進め、被疑者又は被告人が弁護人又は弁護人となろうとする者から援助を受けられるよう配慮するとともに、オンライン接見法制化の必要性についての検討を本法施行後3年を目途に行うこととする附帯決議が付された⁵¹。

（７）その他

刑事手続のデジタル化に必要となるシステムを構築するに当たって、個人情報流出等のリスクに対する対処をどのように考えるかに関する質疑がされた。

これについて法務省は、「刑事手続のデジタル化を実現するための新たなシステムについて、機微な情報を取り扱い、犯罪事象への迅速な対応が常に求められるという刑事手続の特性に鑑み、高い情報セキュリティの確保を前提に、警察庁や最高裁判所等の関係機関及び設計開発業者と緊密に連携し、日本弁護士連合会とも協議を行いつつ検討を進めている。」⁵²、「機微情報へのアクセス制限や、刑事手続専用の閉域回線を通じて警察及び裁判

⁴⁶ 衆・附帯項目1及び参・附帯項目1を各参照

⁴⁷ 例えば、収容先の拘置所等とビデオリンク方式によって接続されている検察庁や法テラスなどのアクセスポイントに弁護人が赴き、その職員等による本人確認や不正使用され得る電子機器の持込みがないことの確認等を経た上で行う方式をいう。

⁴⁸ 第217回国会参議院法務委員会会議録第8号13頁（令7.5.13）

⁴⁹ 第217回国会参議院法務委員会会議録第6号9頁（令7.4.24）

⁵⁰ 衆・附帯項目1参照

⁵¹ 参・附帯項目1参照

⁵² 第217回国会参議院法務委員会会議録第8号12頁（令7.5.13）

所とデータを送受信することを含め、情報セキュリティー対策に万全を期すべく検討を進めており、万が一にも情報の流出等によって関係者の権利利益が侵害されることがないよう、万全を期する。」⁵³旨の答弁を行った。

なお、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、法改正の施行に必要となるシステムを構築するに当たり、サイバー攻撃等により捜査・公判で用いられる個人情報の流出が生じることのないよう、厳格なセキュリティ基準を確保することや、システム障害時にも司法手続を継続できる体制の整備に努めること等とする附帯決議がそれぞれ付された⁵⁴。

5. おわりに

本法案の国会論議により、様々な課題が浮き彫りとなった。特に、電磁的記録提供命令については、事件と関連性のない個人情報を収集することへの懸念、対象範囲を特定する必要性、秘密保持命令により情報主体の不服申立ての機会が侵害されるおそれ、収集された電磁的記録の利用目的の規制の必要性、保管の在り方等、多くの時間を費やして議論がなされた。

政府及び最高裁判所には、国会での論議を踏まえ、本法の施行に当たり、電磁的記録提供命令に関する事項を始めとした附帯決議の各事項について格段の配慮を行い、もって、個人情報保護の確保、被疑者及び被告人の防御権の確保等を行うことが求められている。

(こやま よしひと、ないとう しゅんすけ)

⁵³ 第 217 回国会参議院法務委員会会議録第 8 号 14～15 頁（令 7.5.13）

⁵⁴ 衆・附帯項目 10 及び参・附帯項目 13 を各参照